

働く若い世代を対象としたライフデザインセミナー業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「働く若い世代を対象としたライフデザインセミナー業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

2 事業の目的

働く若い世代が、結婚、子育て、仕事等の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得し、もって将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するため、セミナーを開催する。

3 事業の対象者

県内在住で20代の就業者（アルバイト、求職中の者を含む）

4 本業務の内容

本業務では、以下のとおり、対面形式のセミナーを実施する。

なお、業務の実施にあたっては、常にワーク・ライフ・バランスに関する現状や関連する国の法令や通知、検討状況を十分に把握すること。

(1) 業務内容

- ア セミナーの周知・募集に関すること
 - ・ セミナーの周知・募集案内の送付
 - ・ 応募の受付及び受講者の決定
- イ セミナーの実施に関すること
 - ・ セミナーの日程設定並びに研修会場の確保
 - ・ セミナーの企画及びテキスト等の作成
 - ・ セミナー講師の選定及び連絡調整
 - ・ セミナー当日の運営
- ウ セミナーの受講確認に関すること
 - ・ 受講者の受講状況の管理
 - ・ 受講完了者名簿の作成及び県への送付
- エ その他業務の遂行にあたり必要なこと
 - ・ セミナーに関する問い合わせ対応等

(2) 上記業務内容に係る留意事項

ア セミナーの実施について

下記内容を基本とし、県の承認を得た上、実施すること。

(ア) セミナーの規模、回数等

1回あたり2時間程度、定員50名程度（県が別途指定する市町村職員を含む）とする。

開催回数は2回とする。（内容は同じものとする）

開催場所は2箇所とする。（同一会場は不可）

※プロポーザルでの提案内容を基に県と協議、打合せを行った上で内容を決定し、実施する。

- (イ) 方式
対面による講義形式とする。
- (ウ) 受講者の費用負担について
参加費は無料とする。なお、会場までの交通費等は受講者負担とする。

イ セミナーの周知・募集方法について

- (ア) 参加者を募集するに当たっては、原則事前申込として、募集、受付、管理を行うこと。
- (イ) チラシ等の作成、新聞、インターネット等を活用した広報により、受講者を募集すること。
- (ウ) 県が行うセミナーの広報、周知に協力すること。

ウ セミナー内容の企画及び講師等の選定について

- (ア) セミナー内容の企画にあたっては、別紙1の内容とし、セミナー内容について事前に県の承認を得ること。
- (イ) グループワークを取り入れること。
- (ウ) 講師及びファシリテーターについては、受講者に対して必要かつ適切な知識等の提供ができる者を選定し、県の承認を得ること。
また、講師、ファシリテーターの人数の制限はないが、講師料（ファシリテーターを含む）の上限額については、一人につき10万円以内（税、旅費、交通費等の実費は除く。）とすること。
なお、ファシリテーターについて、司会や講師を兼ねることは妨げない。
- (エ) セミナーを行うにあたり、受講者が興味を持って受講できるように努めること。
- (オ) 県が行うセミナー参加者を対象としたアンケート調査に協力すること。

エ その他セミナーの運営について

上記内容以外にも、機器・資料等の準備・送付、会場の設営、参加者の受付対応、司会進行、講師の対応、日程の決定等、セミナーの運営に必要な業務全てを行うこと。
(当日の進行表、講師が話す内容の概要、配付テキストについては、別途協議して定める日までに作成し、県の承認を得ること)

5 職員

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

6 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。
- (3) 乙は、受講者に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

7 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

- (1) 業務完了報告書 電子媒体：一式

業務完了報告書にはセミナーの日時・講師の一覧、セミナー申込者及び受講状況の一覧、セミナー受講完了者の一覧を添付すること。

- (2) セミナーテキスト 電子媒体：一式
- (3) その他 本事業で使用・配付した資料等 一式
使用・配付した資料と同媒体による提出を基本とする。
- (4) 本業務で作成された成果品の著作権については、県に帰属するものとする。

8 その他

本業務は、こども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、千葉県監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。

○セミナー内容について

	内容	説明者、進行
1	趣旨説明	千葉県（子育て支援課）
2	ワーク・ライフ・バランスを踏まえたライフデザインに関する講義	大学教授等
3	グループワーク	ファシリテーター

○留意事項

- (1) 講義は集合的な内容で差し支えないが、グループワークについては少人数のグループを編成し、講師やファシリテーターによる指導が行き渡るよう留意して実施すること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを踏まえたライフデザインに関する講義について、
 - ・多様なライフデザインの例を示すこと。
 - ・県の子育て支援の取組に触れること。
 - ・社会人としての金融リテラシー（結婚や妊娠、出産、子育てに関するものを含む）についても触れること。
- (3) グループワークについて、ライフデザインシートやカードを用いる等して、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事等様々なライフイベントに柔軟に対応できるようなライフデザインについての意見交換を行うこと。（架空の人物のライフデザインについての意見交換や一般的なライフデザインに関する意見交換を含む。）
- (4) セミナーの運営に当たっては、就職、結婚、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、性的指向、性自認の多様性や多様な家族形態があることにも配慮しながら、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないようにすること。